

**中央環境審議会循環型社会部会
廃棄物処理制度小委員会の議事運営について（案）**

1 会議の公開**（１）会議の公開・非公開**

小委員会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、小委員長は、小委員会を非公開とすることができる。

（２）公開する場合の必要な制限

小委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。

2 出席者

代理出席は認めない。欠席した委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）並びに専門委員については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。

ただし、小委員長が必要と認めた場合には、欠席する委員等又は専門委員の代理の者を説明員として会議に出席させることができる。

3 会議録**（１）会議録の作成、配付**

- ① 会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。
- ② 会議録の作成に当たっては、当該会議出席委員の了承を得るものとする。
- ③ 会議録は、当該会議の構成員に配布するものとする。

（２）会議録の公開

- ① 公開した会議の会議録は、公開するものとする。また、非公開とした会議の会議録であっても、小委員長が認めたときは、公開することができる。
- ② 公開した会議の会議録（小委員長が公開を認めた会議録を含む。）の公開は、環境省ホームページへの掲載により行うものとする。

4 その他

上記に規定するもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員長が定めることができるものとする。